

令和7年 城東区二十歳のつどい協賛企業・団体募集要項

1 令和7年 城東区二十歳のつどいの概要

二十歳を迎えられた方の門出を祝うとともに、二十歳であるという自覚を促すための啓発を目的として、記念式典を実施する。

- (1) 開催日時：令和7年1月12日（日）午前中
- (2) 開催場所：城東区民センター 城東スギタクレストホール
- (3) 参加者数（実績）

令和6年	999人
令和5年	948人
令和4年	998人

2 応募資格

- (1) 城東区にゆかりのある事業者又は団体

3 協賛内容

令和7年 城東区二十歳のつどいにおいて、参加者に配布する記念品など商品提供等で、本事業の趣旨に合致するもの

- (1) 参加者対象記念品

数量 1,200個

- (2) その他

式典運営に充てる物品

【例】贈呈用花束、舞台上盛り花、写真撮影コーナー装飾など

※協賛物品は完成品をお願いします。

4 募集方法

- (1) 応募期間

令和6年9月2日（月）から令和6年10月31日（木）

*持参の場合は、開庁時間内（平日9時から17時30分）

- (2) 応募方法

別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ下記問い合わせ先まで、持参又は郵送・FAX・メールでご応募ください。

- (3) 選考

内容によってはお受けできない場合があります。

（下記「6 その他」参照）

5 協賛企業・団体の取り扱い

協賛企業・団体について次のとおり取り扱います。

- (1) 当日会場内での協賛企業・団体名の掲示、紹介
- (2) 城東区ホームページへの協賛企業・団体名の掲載

- (3) 協賛企業側で作成するチラシ等の配布（チラシ配布希望の場合は、後日お伝えする期日までに1,200部提出をお願いします。）
- (4) その他、令和7年 城東区二十歳のつどい実行委員会が適切と認めるもの

6 その他

地域団体・企業と行政による協働の式典であることを踏まえ、「大阪市広告掲載要綱第4条」の各号に該当するもの及び次に該当するものについては、お受けできませんので、ご注意ください。

- ・法令等に違反するもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・人権侵害となるもの
- ・政治性のあるもの
- ・宗教性のあるもの
- ・社会問題についての主義主張のあるもの
- ・良好な景観又は風致を害するもの
- ・当該の内容を大阪市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- ・公衆に不快の念又は危害を加えるもの
- ・社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- ・式典の円滑な運営に支障をきたすもの
- ・消費者被害の未然防止の観点から適切でないもの
- ・青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ・応募者が大阪市税を滞納しているもの
- ・広告の度合いが過度であると認められるもの
- ・その他、不相当と令和7年 城東区二十歳のつどい実行委員会が認めるもの

等、詳しくはホームページをご参照ください。
大阪市広告掲載要綱<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000198380.html>

7 お問い合わせ先

〒536-8510

大阪市城東区中央3-5-45

城東区役所市民協働課（市民活動支援グループ）

「令和7年 城東区二十歳のつどい」係

担 当：森・菊池

電 話：06-6930-9093

F A X：050-3535-8685

メール：tq0002@city.osaka.lg.jp